

歯科技工士の養成・確保に関する検討会 報告書

令和2年3月 31 日

目次

はじめに.....	2
1 歯科技工士の養成について.....	2
<現状と課題>.....	2
1. 1 歯科技工士養成施設の状況.....	2
1. 2 教育内容	3
1. 3 修業年限	3
1. 4 学級定員	4
1. 5 就職、その他.....	5
<歯科技工士の養成に関する今後の方向性>	5
2 歯科技工士の確保について.....	6
<現状と課題>.....	6
2. 1 歯科技工士の現状.....	6
2. 2 歯科技工士の離職・復職について	7
2. 3 歯科技工所の状況について	8
<歯科技工士の確保に関する今後の方向性>	9
3 歯科技工士の業務等について.....	9
<現状と課題>	9
3. 1 デジタル技術の活用	9
3. 2 チェアサイドでの業務	10
3. 3 トレーサビリティ、その他	10
<歯科技工士の業務等に関する今後の方向性>	11
おわりに.....	11
構成員名簿	13
【参考】	
厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」による提言	14

はじめに

- 2025 年以降、日本の総人口が減少する中で、高齢者人口の割合が増加するこ^トとから、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれる。このような社会構造の変化に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が進められて^{いる。}
- また、歯科医療機関を受診する患者の高齢化等による患者像の変化や生活環境の多様化等により、歯科疾患の疾病構造及び治療内容の変化等、歯科保健医療を取り巻く状況も急速に変化していることから、平成 29 年 12 月に「歯科医師の資質向上等に関する検討会」において、今後の歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿として「歯科保健医療ビジョン」が取りまとめられた。
- 歯科技工士を取り巻く状況を見ると、CAD/CAM 装置等のデジタル技術を活用した歯科技工が広がるなど歯科技工に関する技術はめざましい進歩をとげてい^{る一方で、歯科技工士養成施設入学者数及び就業歯科技工士数はともに年々減少傾向にあり、歯科技工士の養成及び確保対策は喫緊の課題となっている。また、「歯科保健医療ビジョン」においても、歯科技工士の人材確保は大きな課題であり、歯科技工士を取り巻く状況の変化に対応した業務のあり方の検討を行うことが求められている。}
- そこで、超高齢社会を迎える今後も歯科医師と歯科技工士が協同し、患者に対して義歯等の歯科補てつ物等を適切に提供することにより、質の高い歯科医療の提供が可能となるよう、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成・確保に関する検討を行うために、平成 30 年 5 月に「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」(以下、「本検討会」という。)を設置し、これまでに 8 回開催して、議論を重ねてきた。その結果をここにとりまとめる。

1 歯科技工士の養成について

＜現状と課題＞

1. 1 歯科技工士養成施設の状況

- 近年、歯科技工士養成施設の入学者については、女性の割合は増加傾向にある一方で、総数は年々減少しており、さらに養成施設の募集停止も相次いでいる。
- 入学者数が減少している一因として、若年者のう蝕の罹患率が減少し、治療経験が少ない者が増加したことにより、歯科医療に関わる職業として歯科技工士の認知度が低下していることが考えられる。
- それだけではなく、歯科技工士という職業に対して、長時間労働や低賃金という

イメージが(学生だけではなく、進路指導の教員も含めて)あり、歯科技工士養成施設は進路の選択肢の中で敬遠されるという意見もあげられた。

- 歯科技工士養成施設の入学者を確保していくために、オープンキャンパス等の開催や、歯科技工所における小中学生の職場体験の受入れ、日本歯科医師会のホームページに歯科技工士の職業紹介の動画を掲載する等、歯科技工士の認知度をあげるための取組みが行われている。

1. 2 教育内容

- 教育内容については、弾力的なカリキュラム編成が可能となるよう、平成 29 年に歯科技工士学校養成所指定規則の見直しが行われ、教育内容の大綱化及び単位制が導入された(平成 30 年改正規則施行)。
- 医療に携わりたいと考えて歯科技工士を選択した学生が多い中で、現状の教育内容ではその実感を得ていない者も多いと思われる。歯科診療や歯科技工の現場を早期に見学することにより、患者を意識して実習に取り組むことができ、学生のモチベーションの向上につながり、さらには就職後の離職防止にもつながると考えられる。
- また、教育内容の工夫のひとつとして、歯学部や歯科衛生士養成施設との交流を行うことで、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士のそれぞれの職種の理解を深めるような内容を授業に組み込むことも必要ではないか、との意見があげられた。
- 最近の学生は、CAD/CAM 装置などデジタル技術を用いたものや IT 等に対して、特に関心を持つ者が多い傾向にある。学生を確保するためには、時代にあつた教育内容が求められる。
- 他方、義歯の作成等、デジタル技術のみでは対応できない歯科技工が今後も重要であることに鑑み、デジタル技術に関する教育に過度に偏ることなく、従前から行われている歯科技工に関する技術も身につけた歯科技工士を養成することも必要である、との意見があげられた。

1. 3 修業年限

- 超高齢社会の進展や歯科医療に対する国民の意識の変化等に対応し、社会のニーズに応えることができる歯科技工士を養成するためには、現在の教育内容では不十分な部分もあることから、修業年限を現行の「2年以上」から「3年以

上」にすることが必要である、との意見があげられた。

(今後、修業年限が延長された際に追加が必要だと指摘された教育内容の例)

- ・ 診療室のチェアサイドでの歯科技工士が歯科医師と連携し、より質の高い歯科医療の提供を可能とするために必要な、臨床に関わる幅広い歯科医学的知識やそれらに関連する内容
- ・ 訪問歯科診療において有床義歯の修理等が必要な場合に歯科技工士が歯科医師に帯同することによって、より質が高く効率的な在宅歯科医療の提供が可能となるよう、在宅歯科医療に関連する内容
- ・ 労働環境の改善等に取り組むことができるよう、経営関係や労務管理等を含む関係法規に関連する内容

○ 一方で、3年制課程の必要性は理解しつつも、現状では、

- ・ 経済的な理由により2年制課程の養成施設を選ぶ受験生が一定数いると考えられる
- ・ 現在2年制課程の養成施設の中には規模の小さい施設も多く、修業年限を「3年以上」とすることにより負担が増し、閉鎖する施設が増加することも懸念される

との意見があげられた。

○ 現在の2年制課程では十分に修得することが難しい、より臨床的な内容については、2年制課程卒業後に国家試験受験資格を与え、国家試験合格後に臨床研修のような制度や歯科技工士として働きながら学ぶことができる研修制度などの環境整備を行うことを検討してもよいのではないか、との意見があげられた。

○ 歯科技工士養成過程には、4年制大学、短期大学、3年制課程専門学校(昼間・夜間)及び2年制課程専門学校(昼間)があるが、4年制課程・3年制課程については、その教育内容等について、2年制課程との違いを示すことが必要である。

○ 現状では、いずれの課程を卒業しても歯科技工士としては同じ扱いであるが、本検討会における関係者のヒアリングの中で、4年制課程では臨床に必要な(特に高齢者医療に参加できるような)教育を充実させることにより4年制課程を修了した者については義歯の管理などの臨床に関わることができるようしてもよいのではないか、との提言もなされた。養成課程と今後の歯科技工士の業務のあり方については、改めて検討すべきであると考えられる。

1. 4 学級定員

- 一学級の定員について、現行の歯科技工士学校養成所指定規則第2条第5号において「学生又は生徒の定員は、1学級 10 人以上 35 人以内であること。」とされているが、令和元年度(2019 年度)入学者において、約 95%(44 施設)の養成施設が 30 人以下となっている。また、下限について定員は 10 人以上とされているものの、現状の入学者数としては 10 人以下の養成施設が約 23%(11 施設)となっている。
- 入学者数が減少しているという現状に鑑みて一学級定員について下限を撤廃するとともに、一学級定員の上限を引き下げることは、教員1人当たりの担当学生数が少なくなり、教育効果がより上がることから、ひいては国民へのより良い歯科補てつ物等の提供につながると考えられる、との意見があげられた。
- なお、上限を 30 人に見直す際には、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件等を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合はこの限りではない、といった規定を設け、柔軟な対応を可能とすることが必要である、との意見もあげられた。

1. 5 就職、その他

- 入学者(卒業者)数が減少する一方で、求人件数は増加傾向にあり、求人に応えられていない状況がある。学生の傾向としては、大規模な歯科技工所を希望する者が多い。
- 歯科技工士養成施設への海外からの留学生が増加しているが、歯科技工士国家試験の受験資格はあるが、国家試験に合格しても歯科技工士として就労するための在留資格がないため、日本で歯科技工士として就労できない状況となっていることから、海外からの留学生で歯科技工士国家試験に合格した者についても歯科技工士として就労可能となるようにするべきである。ただし、その場合にあっても、研修目的に限定すべきである。
- 一方で、歯科技工士の資格を有しながら歯科技工士として就業していない者が、国内に多数いることから、まず離職者対策を考えるべきである。歯科技工士に在留資格を付与するとしても、そのことにより日本の歯科医療や歯科技工にマイナスの影響がないようにすべきである。

＜歯科技工士の養成に関する今後の方向性＞

- 歯科技工士養成施設の入学者の確保に向けて、歯科技工士の認知度を上げるための取組みを関係者や関係団体が協力して引き続き進めるとともに、歯科技工士養成の観点からも労働環境等の改善対策に取り組むことが必要である。

- 歯科技工士養成施設に入学した学生が歯科医療における歯科技工士の役割を知り、歯科医療に携わる職種であるという意識を早期に持つことができるようすることは重要であることから、単位制の導入後の各施設のカリキュラムの状況を把握しつつ、教育内容に歯科医療機関や歯科技工所の見学等を導入することを推進する。
- 修業年限については、現行制度において「2年以上」となっていることから、3年以上の養成課程も可能であるが、3年制養成課程とする養成施設数は2施設(夜間課程を除く。)にとどまり、増加していない現状に鑑みると、必要修業年限を「3年以上」と法制化することは現時点では難しいと考えられる。一方で、診療室や在宅歯科医療の現場において歯科医師が歯科技工士と連携することによってより質の高い歯科医療の提供が期待されることや、3年以上の養成課程を修了した歯科技工士の新たな業務のあり方についての提言も出されたことから、これから歯科技工士に求められる(期待される)業務内容及びそのために必要な教育内容及び修業年限等について、今後も引き続き検討する。
- 一学級の定員については、近年の入学者数が 10 人以下である養成施設が一定数あること、少人数であっても歯科技工士の養成課程の継続を希望する施設もあることから、下限を撤廃する。また、現状や教育効果に鑑み、一学級定員について、現行の「10 人以上 35 人以内」を「30 人以内」とするとともに、「授業の方法及び設備等の教育上の諸条件等を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合はこの限りではない」旨の規定を設ける。
- 歯科技工士養成施設の入学者数及び歯科技工士国家試験合格者数は減少傾向にある一方で、近年、歯科技工士養成施設には留学生も一定数おり、国家試験合格後に日本国内で歯科技工士として就労しながら更なる歯科技工に関する技術の習得を希望する者もいると考えられる。歯科技工士養成施設の留学生が国家試験に合格後、歯科技工士として就労しつつ研修が可能となるよう、関係省庁とともに在留資格について見直しを検討する。ただし、期間を限定することや医療機関又は歯科技工所における研修に限定する等の条件をつけるとともに、養成施設における留学生の受入状況等についても適宜情報収集を行うなど、適切な運用となるように努めるべきである。

2 歯科技工士の確保について

＜現状と課題＞

2. 1 歯科技工士の現状

- 就業歯科技工士数は、平成 30 年の時点で約 34,000 人であり、近年、微減傾向にある一方で、就業歯科技工士のうち 50 歳以上の者の割合は増加傾向にあり、

平成 30 年では 50%となっている¹。

- 日本の総人口は減少しても高齢者人口の減少は大きくないことから、歯科補てつ物等の作成に関わる歯科技工の重要性は今後も変わらないと考えられる。また、デジタル化等による歯科技工の効率化が進んでも、歯科技工士は必要であることから、歯科技工士の養成・確保は引き続き重要な課題である。
- 一方で、今後の歯科医療の動向やデジタル化等の歯科技工に関する技術の進歩も踏まえ、必要な歯科技工士数について検討する必要がある。

2. 2 歯科技工士の離職・復職について

- 厚生労働科学研究²の結果では、年齢階級別の就業の状況については、歯科衛生士はいわゆる M 字カーブを示しており、20 代～30 代に離職した後も復職する傾向が見られるが、歯科技工士では右肩下がりであり、離職後に復職する者は少ない。
- 同研究²による歯科技工士の就業状況等に関する調査の結果では、現在、歯科技工士として就業していない者が歯科技工士としての仕事を辞めた理由として、「仕事内容への不安」と「給与・待遇面」が上位を占めていたことから、若い頃に給与・待遇面や仕事の内容等への不安があると、歯科技工士として働き続けることに不安をもち、結婚等のライフイベントを機に離職する者が多いと考えられる。
- また、歯科技工士の労働実態等に関する調査³において、職務内容に対する意識について「社会の人々は、私の仕事を尊敬するに値する仕事だと思っている」「私は仕事をしていて着実な人生設計がたてられる」という質問に対しては、いずれも否定的な回答者の割合が半数を超えており、という結果が報告されている。給与・待遇等だけではなく、歯科医療に関わる職業としての実感を得にくいことや自分自身の仕事に対する評価が少ないと等によって、仕事のやりがいを感じにくくなることも、離職につながっていると考えられる。
- 離職防止のためには、職場環境や長時間労働などの労働環境や給与等の待遇に関する問題を改善する必要がある。そのためには、
 - ・ 歯科技工所の状況に応じた業務の効率化を図ること
 - ・ 短時間勤務の歯科技工士の雇用など、多様な勤務体系を取り入れていくこと
 - ・ 女性歯科技工士が増加していることから、産休育児休暇の取得や子育てのための勤務時間の調整等、女性が働きやすい環境を整えること

¹ 就業歯科技工士数:(平成 10 年末)36,569 人、(平成 30 年末)34,468 人。

年齢階級別就業歯科技工士割合(平成 30 年末):「29 歳未満」10.8%、「30～39 歳」 16.1%、「40～49 歳」23.1%、「50～59 歳」26.0%、「60 歳以上」24.0%。

(出典:衛生行政報告例)

² 厚生労働科学研究「歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究」(研究代表者:須田英明)

³ 厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」(研究代表者:赤川安正)

等の対策が必要である。

- 地域医療介護総合確保基金等を活用して、都道府県で歯科衛生士の復職支援事業は実施されている一方で、歯科技工士についてはあまり実施されていない。一度離職した後(特に長期離職後)の復職が困難となる理由のひとつに、技術的な不安があると考えられることから、技術修練を含む復職支援の研修体制の整備が求められる。
- 各地域において、歯科技工士の不足状況を含めた歯科技工士をとりまく現状について、歯科医師会・歯科技工士会等の歯科医療関係者と行政の担当者がその問題点について協議・検討を行うとともに、共通認識を持ちつつ、歯科技工士の確保につとめることが必要である。

2. 3 歯科技工所の状況について

- 歯科技工士の就業場所は、歯科技工所が約73%、病院・診療所が約26%であり、病院・診療所で働く歯科技工士(以下、「院内歯科技工士」とする。)の数は減少傾向にある⁴。
- 歯科技工所の規模は、就業歯科技工士数が「1人」の歯科技工所(以下、「1人歯科技工所」とする。)が約77%を占め、「2~9人」の歯科技工所が約22%、「10人以上」の歯科技工所は約1%である⁵。
- 「1人歯科技工所」では、すべての歯科技工の過程を1人で行うため、一連の過程に責任をもって業務にあたるが、業務分担ができないため、状況によって長時間労働にもなりがちである。一方で、自分の裁量により業務時間の配分を行うことができる。
- 就業歯科技工士数が複数の歯科技工所では、業務分担や進捗管理の工夫による効率化や人材育成のための各種研修の実施等の業務改善への取組みが可能である。
- 院内歯科技工士は、歯科医師と日常的にコミュニケーションをとることができるために、指示書だけでは伝わりにくい内容も歯科医師と意見交換をしながら進めることができる。また、チェアサイドの立ち合いも可能なため、やりがいにつながっている。

⁴就業場所別就業歯科技工士割合(平成30年末):「歯科技工所」:72.7%、「病院・診療所」:25.7%。「病院・診療所」は平成10年末の37.4%と比べると約12%低下。(出典:衛生行政報告例)

⁵規模別(業務に従事する歯科技工士数別)歯科技工所割合(平成30年末):「1人」:76.7%、「2人」:12.4%、「3人」:4.2%、「4人」:2.2%、「5~9人」:3.2%、「10~19人」:0.8%、「20人以上」:0.5%。(出典:衛生行政報告例)

- 雇用契約等の状況については、厚生労働科学研究³の結果によると、
 - ・ 歯科技工所における書面による雇用契約の締結については、「家族以外の従業員がいないため不要」と回答した歯科技工所が約6割であったが、「結んでいない」が約2割
 - ・ 本調査の回答者の約9割は、従業員数9人以下であるが⁶、就業規則の作成については、「作成していない」が約8割
 - ・ 歯科補てつ物等の製作受託に関する歯科医療機関との契約書については、「取り交わしていない」が約9割
- であった。

＜歯科技工士の確保に関する今後の方向性＞

- 歯科技工士の離職防止対策は喫緊の課題であり、労働環境や勤務環境改善の取組みが必要である。厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」³の結果及び結果に基づく提言をふまえ、
 - ・ 書面による雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性
 - ・ 歯科医療機関と歯科技工所との業務委託契約書の作成の推進等について、周知を図る。
- 歯科技工所の勤務環境を改善するためには、業務の効率化を進める必要があるが、その方法については歯科技工所の規模や地域の状況等、個々の状況に応じた取組みを考える必要がある。令和元年度より実施されている「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」において、様々な業務モデルの好事例の収集・分析をすすめ、これらの結果をわかりやすくとりまとめ、全国の歯科技工所で業務改善に取り組む際の参考となるよう、周知を図る。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、まずは現行法令上可能な業務について内容を整理し、周知する。また、今後の歯科技工士の業務のあり方については、引き続き検討する。

3 歯科技工士の業務等について

＜現状と課題＞

3. 1 デジタル技術の活用

- 近年増加している CAD/CAM 装置などデジタル技術を活用した歯科技工により、従来は手作業で行ってきた工程の効率化や均てん化が可能になる一方で、設備導入や維持にかかる費用が高額になる、操作に慣れるまでに時間要するなどの課題もあり、小規模な歯科技工所では導入困難となる場合も多い。
- CAD/CAM 装置等を用いた歯科技工は増加傾向にあり、これらのデジタル技術

⁶ 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 89 条(抜粋):常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。

を活用した歯科技工は今後も増加することが推測されることから、小規模な歯科技工所は、それぞれの得意分野を生かしながら連携を強めていく必要がある。

- また、CAD/CAM 装置等を用いた歯科技工の増加に伴い、CAD/CAM 装置等のデジタル技術を活用した歯科技工のみを行う歯科技工所の増加が想定される。このような歯科技工所について、構造設備基準等のあり方についてどのように考えるか、検討が必要である。ただし、その際には、安全性や医療情報の管理等も十分に検討する必要がある。

3. 2 チェアサイドでの業務

- 現行制度では、歯科技工士はその業務を行うにあたり、試適等⁷の患者の口腔内を直接触れる行為はできないが、歯科技工士の業務範囲を拡大することによって、歯科医師と歯科技工士のより密接な連携が可能となり、より良い歯科補てつ物等を作成することができれば、歯科医療の質の向上につながると考えられる。さらには、歯科医療機関における歯科技工士の雇用拡大や歯科技工士の地位向上にもつながると考えられる。
- また、高齢社会の進展により、在宅歯科医療の需要は今後更に増加することから、歯科技工士の業務内容の検討の際には、訪問歯科診療や介護の現場における歯科技工士の業務のあり方についても検討が必要である。

3. 3 トレーサビリティ、その他

- 歯科補てつ物等のトレーサビリティを確保するために、患者に歯科補てつ物等の作成者等がわかるシステムが必要であり、また歯科技工士の認知度を上げるために、歯科補てつ物等の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取組みを進めるべきである。
- 歯科技工士法に基づく歯科技工指示書及び歯科技工録(歯科技工指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書)の作成については、平成 24 年に厚生労働省医政局から通知⁸がでているが、取組みが進んでいない歯科技工所もある。歯科技工録を作成することにより、歯科補てつ物等のトレーサビリティが確保されることから、歯科技工指示書及び歯科技工録の適切な記載と保管を徹底すべきである。
- 地方自治体は、開設届が出された歯科技工所の一覧をホームページに掲載するなど、歯科技工所に関する情報提供を積極的に行うべきである。これにより、

⁷ 歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 20 条において、「歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。」と規定されている。また、歯科技工士はいわゆる診療の補助行為を行うことはできない。

⁸ 「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」(平成 24 年 10 月 2 日付け医政発 1002 第 4 号厚生労働省医政局長通知)

歯科医療機関は、委託しようとする歯科技工所の届出状況が検索可能となるとともに、患者は自分自身に使用される歯科補てつ物等がどこで作成されているかを把握可能となり、歯科補てつ物等のトレーサビリティの更なる向上が期待できる。

- 国民がもっと自身の口腔内に关心を持つようになれば、口腔内に入れている歯科補てつ物等に対して关心が高まり、それを作成している者に目が向けられ、歯科技工士の認知につながると考えられる。

＜歯科技工士の業務等に関する今後の方向性＞

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CAD は PC 上の作業のみとなることから、歯科技工の過程において CAD を行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードティкиング等、現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容
 - ・ 訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理する。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲(歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。)については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。
- なお、歯科技工士に関する具体的な制度に関する検討を行うに際し、歯科技工に関する現状等を把握する必要があることから、歯科技工士の業務内容の在り方等を含む歯科技工の将来像について検討するような研究に取り組むことが必要である。
- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。

おわりに

- 本検討会では、歯科技工士の養成及び確保に関する課題の解決に向けて、歯科技工士養成施設に係る課題と歯科技工所の労働環境等に係る課題や歯科技工士の業務のあり方等について、議論を行った。
- 歯科技工士の養成については、各種養成施設の関係者に歯科技工士養成の現状についてヒアリングを行い、教育現場の声を聞きながら養成過程の課題等について検討を行った。

- また、歯科技工士の確保については、歯科医療機関(病院、診療所)や就業歯科技工士数の異なる複数の歯科技工所について、それぞれの施設の状況についてヒアリングを行うとともに、厚生労働科学研究の結果もふまえつつ、歯科技工所の労働環境の改善や離職防止の方策について検討を行った。
- 今回の一連の議論において特筆すべきこととして、歯科技工士の養成及び確保のいずれにも共通する今後の方策として、近年の歯科技工に関する技術の進歩により、CAD/CAM 装置等の導入が進んでいることを踏まえ、それらを活用していくための意見が出されたことに加え、臨床の場、すなわち診療室のチェアサイドや訪問歯科診療における歯科医師と歯科技工士の連携の推進の必要性について多数の意見が出されたこと等があげられる。今後の歯科技工士の業務のあり方について、従来からの課題であった養成課程の教育内容や修業年限等と併せて、引き続き、具体的に検討していくことが望まれる。
- 健康寿命の延伸に向けて歯科保健医療の役割が期待されるなかで、質の高い歯科医療を提供するためには歯科専門職の連携は欠かせない。そのためには、歯科専門職の一員として、歯科技工士がより広く社会に認識され、評価されるとともに、歯科技工士自身も医療人としての意識を確固として持つことが重要である。今後、質の高い歯科技工士の養成・確保に向け、本報告書で示された方向性について適切に対応が進められることを期待する。

構成員名簿

氏名	所属・役職
○赤川 安正 あかがわ やすまさ	昭和大学客員教授
秋野 憲一 あきの けんいち	札幌市保健福祉局保健所 成人保健・歯科保健担当部長
大島 克郎 おおしま かつお	全国歯科技工士教育協議会会長(※第7回検討会以降)
尾崎 順男 おざき よしお	全国歯科技工士教育協議会会長(※第6回検討会まで)
小畠 真 おばた まこと	弁護士法人小畠法律事務所代表弁護士
陸 誠 くが まこと	株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
桑名 良尚 くわな よしひさ	桑名歯科医院院長
杉岡 範明 すぎおか のりあき	公益社団法人日本歯科技工士会会长
高橋 勝美 たかはし かつみ	株式会社オムニコ代表取締役社長
傳寶 弥里 でんぼう みさと	アルモニア代表
三井 博晶 みつい ひろあき	公益社団法人日本歯科医師会常務理事

○:座長
(オブザーバー)文部科学省高等教育局医学教育課

【参考】

厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」による提言

令和元年5月31日

提言

1:歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

歯科医師と歯科技工士は「適切な歯科医療の提供には歯科技工士が製作する優れた歯科技工物が不可欠である」との認識を共有する必要がある。また、歯科技工物は歯科医師の指示(書)にもとづき歯科技工士が製作し、患者に装着されるものであるため、歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。この共有を基盤として、歯科技工士は単なるもの作りの職人ではなく、医療人としての意識を確固として持つことが重要である。

2:歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠である。両者間の協働の意識を強くするとともに、歯科技工士の労働の質の向上を図り、歯科技工業を持続可能なものとすることが必要である。そのためには、歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作(再製作を含む)に関する業務委託契約を締結することが推奨される。この契約の締結により、これまでの相互理解の上に成立していた委託・受託の関係がより強固なものとなり、粗悪な下請け業等の問題解決の一助となることが期待される。併せて、両者の連携体制の核心となるものと期待される。

3:歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工所に勤務する歯科技工士に比べて、歯科医療機関に勤務する歯科技工士は、職業内容に対する意識が高いことが示された。これは、歯科医療機関における臨床現場の研修や経験の機会が多いことが要因として考えられる。歯科技工士の仕事へのモチベーションや達成感を確保・維持するためには、自らが製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。この具体化のため、①卒直後の歯科技工士が経済的に支えられながら歯科医療機関における臨床現場での研修が可能となる制度の設計や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶためのICTの活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士にフィードバックできる仕組みの考案、などを行う。こうした取組みを行うことで「製作者の顔の見える歯科技工」を推進できる。さらに、歯科医療機関に勤務する歯科技工士の増加や、歯科医療機関に歯科技工士の負担がなく出向くことが可能な歯科医療機関に近接する歯科技工所の増加が望まれる。また、歯科技工士が歯科衛生士のライセンスを併せててもつことで、より患者に接して働く場が広がっている事例もある。これらのことから、患者により接することができる歯科技工業務のあり方

を検討することにより、歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が進められることが望まれる。

4: 労働契約書や就業規則を作成する

本厚生労働科学研究の結果から、歯科技工業に従事する歯科技工士が2人以上である歯科技工所(以下、「2人以上歯科技工所」という)の半数が書面による労働契約を結び、4割が就業規則を作成していた。2人以上歯科技工所では、法令上の義務の有無に関わらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。また、働きやすい労働環境を構築するため、歯科技工士養成機関における学生教育や関係団体が行う生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取組みが促進され、働きやすい労働環境が構築されることが期待できる。

5: 歯科技工業を効率化する

「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。また、歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要である。そのためには、各種法令を改正することも考えられる。さらに、歯科技工業に従事する歯科技工士が1人である歯科技工所(以下、「1人歯科技工所」という)を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取組みを行うことが望ましい。

また、歯科技工所と歯科医療機関のそれぞれのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、1人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。

6: 歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

社会への歯科技工士や歯科技工の認知を高めるための方法の1つとして、歯科医療機関に、歯科技工の内容(委託先の歯科技工所名等を含む)を示すポスターを掲示する取組みを全国で展開することは有用であると考えられる。また、歯科技工士を扱った映画「笑顔の向こうに」が広く社会に発信され、歯科技工士等の認知や周知につながったと考えられることから、今後も関係団体を中心として、歯科技工士等の認知度の向上のためメディアを活用することも必要であると思われる。

また、歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会が増加することによって、社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。そのためには、歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。